

令和4年度

事業計画書

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会

令和4年度

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会「事業計画」

～「ともに支え合い ともに創る」

安心していきいきと暮らせるまち みずほ

の実現に向けて～

<基本方針>

「瑞穂市地域福祉活動計画」をもとに、住民が安心していきいきと暮らせる地域を創るため、地域の課題を皆で共有し、地域の支え合い、つながりづくりを住民や関係機関と連携・協力し、また様々な角度から考え工夫していく。

住民個々ができることをちょっとした体験・実行につなげることを念頭に、展開を図り、地域で皆が活躍できる視点を持ち、地域共生社会を目指していく。

また、このような社会の実現に向け、本会においては、国連で提唱された持続可能な開発目標“SDGs”及びその理念である「誰一人取り残さない」という視点のもと、地域住民から信頼される社会福祉協議会及び本会職員を目指していく。

そこで、本会の倫理綱領（及び職員行動指針）を以下のように掲げ、取り組む。

- 1 私たちは、すべての人をかけがえのない大切な存在として尊重し、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての尊厳を守ります。

（行動の指針）法令順守、人権擁護

- 1 私たちは、地域住民やサービス利用者が、社会を構成する一員として地域活動に参加し、心豊かに暮らし続けられるよう寄り添いながら支援します。

（行動の指針）コミュニケーションと地域づくり、伴走型支援

- 1 私たちは、地域住民やサービス利用者が必要とする情報を理解できるようにわかりやすく提供し、知る権利を尊重します。

（行動の指針）説明責任、情報公開

- 1 私たちは、地域住民やサービス利用者の生活におけるプライバシーを常に尊重し、個人の情報を適切に保護します。

（行動の指針）プライバシーの尊重と個人情報の適切な取扱い

- 1 私たちは、地域住民やサービス利用者の声に耳を傾け、不当・過度の干渉を行うことなく、自らの意思によって選択し決定することを尊重します。

(行動の指針) 自己決定の尊重、意思決定支援

- 1 私たちは、自らの専門的な役割と使命を自覚し、知識・技術のさらなる研さんに努め、常に良心に従い誠実に行動します。

(行動の指針) 自己研さん、チームワーク、多様な組織との連携

- 1 私たちは、福祉の担い手として持続可能な社会を目指し、自然環境に配慮して活動します。

(行動の指針) 環境保全と安全衛生、社会貢献の推進、災害発生時の役割、危機管理の徹底

<重点事業>

1 地域の支え合い体制の推進

- ・ 住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていくために、地域における支え合いを地域住民とともに推し進めていく。
- ・ 福祉教育で、地域の大人や子供と一緒に地域福祉を学び、将来の地域福祉像を描き、実践展開を行うことで、地域ごとに安定した住民福祉の基盤づくりを行う。
- ・ 市内全域を対象に、住民主体の支え合いの推進を行う、第1層協議体(瑞穂市地域支え合い推進会議)が、積極的に第2層協議体(小学校区地域支え合い推進会議)設置地区、未設置地区同士の交流の場・情報交換の場を設け、支え合い・助け合いの整備及び推進を図る。
- ・ 地域の福祉課題解決に向けての取り組みを行うネットワーク組織である地区社協の設立、運営の支援、住民啓発を行う。

2 災害に強いまちづくり

- ・ 災害ボランティアセンターの設置・運営が円滑にでき、住民の日常生活を早期に復旧・復興できるように体制整備を行う。
- ・ 災害時に支援者となれる人材の育成を行う。

3 福祉総合相談センター事業の充実

- ・ みずほドライブネットワークの構築を通じ、瑞穂市を中心とした経済的困窮者に対するフードドライブの支援体制を強化していく。
- ・ 不登校・ひきこもり支援の家族会立ち上げにより、生きづらさを抱える子ども・親の受け皿を確保・強化を図る。

4 認知症総合支援事業の推進

- ・ 認知症になっても安心して暮らせるまちを目指して、瑞穂市の認知症施策推進のための検討や事業の運営支援などを行う。
- ・ 認知症の正しい理解についての啓発を、市内在住・在勤のキャラバン・メイトの組織とともに行う。

- ・認知症の人が同じ認知症の仲間とのつながりを通して、思いを共有したり、自分と同じような不安を抱える人を支える担い手として活動するピアサポート活動を推進する。
- 5 社協内のチームワーク強化
- ・職員一人ひとりが専門職として、複雑で多様化した福祉課題に対応できるように、常に自らの人間力と専門的知識・技術の向上に努めるとともに、社協内のチームワークを大切することで担当する業務によらず、さらに連携し、創意工夫をもって支援ができる環境をつくる。
- 6 虐待防止、身体拘束適正化に向けての取組
- ・虐待防止・身体拘束適正化推進委員会の立上げ及び開催、研修の実施等により、さらなる利用者の安全と人権の擁護、身体拘束の適正化推進を図る。
- 7 ウィズコロナ時代を生きる
- ・感染症対策を確実に実行する。
 - ・リモートによる会議、行事（講演会）、研修の開催・参加を進める。
 - ・新型コロナウイルス感染による差別には毅然と立ち向かう。

<事業計画>

1 地域福祉事業

(1) 地域の支え合い体制の推進 8, 188千円

①見守り体制の構築（会費事業）

- ・福祉協力員、民生委員・児童委員、自治会長が連携した見守り体制構築
- ・小学校区での活動を見据えた検討、移行支援
- ・福祉協力員研修の開催
- ・地図システムの活用

②ふれあい・いきいきサロンの推進（会費事業・共同募金配分金事業）

- ・運営支援
- ・サロンボランティア交流会の開催
- ・サロン代表者連絡会の開催

③多様な集いの場の開設支援（会費事業）

- ・出張サロンの実施
- ・開設支援の中で、つどいの場ボランティア講座の開催

④地区社協の運営支援・設立促進（会費事業）

- ・牛牧地区社協について、運営支援を行う。
- ・その他の校区について、地域住民・地域団体を交えた設立・運営に関する勉強会、意見交換とその調整を行う。

⑤福祉に関する意識啓発（会費事業）

- ・地域福祉推進セミナーの開催

⑥買い物等支援事業の実施（会費事業・共同募金配分金事業）

⑦自治会連合会、民生委員・児童委員協議会との協働、連携

(2) 生活支援体制整備事業 8, 541千円

①第1層生活支援体制整備事業の推進（市受託金・会費事業）

- ・第1層生活支援コーディネーターの配置
- ・瑞穂市支え合い推進会議の開催
- ・支え合いのまちづくり講演会の開催（年1～2回）
- ・第2層協議体との情報共有、第2層協議体同士の情報交換、交流の場の提供
- ・生活支援活動の推進
- ・市民への研修参加機会の提供

②第2層生活支援体制整備事業の推進（市補助金・会費事業）

- ・第2層生活支援コーディネーターの配置
- ・小学校区地域支え合い推進会議の運営支援

- ・住民による福祉活動の支援や参画
- ・第1層協議体との連携支援
- ③第2層協議体未設置地区への啓発、設立支援（会費事業）
 - ・地域福祉懇談会の開催
 - ・校区内の連携、協働の体制づくり

(3) 福祉教育の充実（会費事業） 244千円

①福祉学習授業支援

小、中学校、大学等に対し福祉教育授業（講座、車いす等体験学習）を支援し、福祉に関する意識啓発を行う。

②地域団体への出前講座の実施

住民に対し福祉や共生に対する意識の醸成を図る。

③学校・地域・社協の連携強化

学校、地域、社協で連携・協働し、子どもも大人も共に考え、学び、共に育つ（今後の生活に役立てる）ことができる福祉教育を目指し取り組む。

(4) 貸出事業（会費事業・共同募金配分金事業） 491千円

市内の事業所と連携を図るなど、市民への周知を徹底し、より多くの人の利用・活用を促す。

①福祉機器の貸出

・車いす、歩行器、四点杖の貸出（貸出期間により有料）

②福祉車両の貸出

・特殊車両の貸出（燃料費一部実費負担）

③備品貸出

・高齢者疑似体験セットやレクリエーション等の福祉関係備品の貸出

(5) 第3次地域福祉活動計画（R3～R8）進捗管理

・進捗について、事務局内で毎年度評価を行う。

(6) 福祉活動専門員の配置（市補助金事業） 44,415千円

地域組織化活動（小学校区ごと福祉活動等）に主体的に関わる専門職（福祉活動専門員・第2層コーディネーター）を配置する。

(7) 福祉センター（瑞穂市総合センター内）事業

福祉センターの一部管理・運営補助を行う。

2 高齢者福祉事業

(1) 地域包括支援センターの運営（もとす広域連合受託金事業 包括的支援事業）

①総合相談・支援事業

地域住民の多様な相談に応じて対応できるよう、情報収集や情報提供等、関係機関と連携して対応する。

- ・高齢者の相談支援や実態把握
- ・「シニアのための生活情報ガイド」の発行
- ・瑞穂市地域包括支援センター出張相談所の実施
- ・夜間・休日時の対応

②権利擁護事業

権利擁護に関する啓発活動を行いながら、複雑化する相談に対応していく。

- ・高齢者虐待・消費者被害の防止及び関係機関との連携による早期対応
- ・判断能力を欠く状況にある人への対応

③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

介護支援専門員への支援を通して、市民の自立に向けた支援を目指す。

- ・みずほケアマネサロンの開催
- ・介護支援専門員への個別的な支援や相談

④地域ケア会議推進事業

地域ケア会議を通して、地域課題の抽出、自立支援に必要なサービスの提案、介護支援専門員の資質の向上等につながるように支援する。

- ・小地域ケア会議：定期開催のほか、地域からの相談に応じて開催
- ・特定事業所集中減算についての協議

⑤在宅医療・介護連携の推進（瑞穂市・医師会協働事業）

医療や介護が必要な方が地域で暮らし続けられる地域としていくために、地域住民へ「自助・互助・共助」の視点を広めつつ、医療介護関係者の多職種の連携を図っていく。

- ・在宅医療連携推進のための啓発（瑞穂市・社協共催事業）
- ・多職種連携のための研修会の開催（瑞穂市・社協共催事業）
- ・地域在宅医療連携コーディネーターとの連携

⑥生活支援サービスの体制整備

地域住民による支え合いの活動のための「生活支援体制」の構築のため、生活支援コーディネーターと連携し活動していく。

⑦介護予防ケアマネジメント

総合事業対象者や要支援認定者の自立に向けて支援を行う。

- ・第1号介護予防支援事業等
- ・指定介護予防支援

⑧介護予防体制の充実

介護予防の取り組みを地域へ広げるため、啓発活動や住民主体の活動への支援等を行う。

- ・地域団体への出前講座の開催
- ・地域包括支援センターだよりの作成（年6回発行予定）
- ・介護予防活動団体補助金の交付
- ・みずほ生き活きサポーター養成講座の開催
- ・みずほ生き活きサポータースキルアップ研修（毎月）
- ・みずほ生き活きサポーターの活動支援（くつろぎカフェ等）
- ・くつろぎカフェ　うえるかむポイントの実施

(2) 認知症施策の推進（市受託金事業） 13,004千円

①認知症予防や認知症の人を支えるための活動の推進

認知症の人や家族が安心して暮らすことのできる瑞穂市にしていくために、地域住民や医療介護関係機関と連携しながら活動を推進する。

- ・認知症地域支援推進員の配置
- ・認知症になってもあんしんまちづくり協議会及び部会の開催
- ・みんなずっとほっと隊の活動の推進
- ・認知症サポーター・（学校と連携しての）認知症キッズサポーター養成講座の開催
- ・認知症サポーターステップアップ講座の開催
- ・RUN伴+（PLUS）みずほの開催
- ・認知症の人同士のピアサポート活動の推進
- ・認知症カフェの充実のための支援
- ・認知症対応能力向上研修の開催
- ・認知症ケアパスの普及
- ・認知症及び認知症予防に関する啓発活動

②認知症初期集中支援チームの設置

(3) 在宅介護支援センター事業（市受託金事業） 1,735千円

一人暮らしの高齢者のかたを見守り訪問し、生活状況や身体状況等の把握を行う。必要に応じ、相談の継続支援、緊急通報システムの設置に関する相談、各関係機関との連携等を行う。

(4) 介護者家族の会の活動支援・強化（運営支援事業）

介護者同士のネットワークの構築や介護に関する理解を深めるための学習やリフレッシュの場として結成運営されている「介護者家族の会」を側面から支援する。

(5) 老人福祉センター事業（市受託金事業） 2,455千円

老人福祉センターの日常的な施設管理及び窓口業務等を行う。

3 障がい者福祉事業

(1) 小地域における共生型居場所の創設（会費事業） 89千円

小地域において、障がいの有無に関わらず、誰もが地域の一員として役割を持ち相互に交わることができる居場所の創設を目指す。

(2) 障がい者家族への支援

① あおぞら会（当事者と家族）への支援（運営支援事業）

知的障がい者、精神障がい者及び発達障がい者とその家族のネットワークの構築や障がい者への理解を深め、協力を得るために運営されている「あおぞら会」に情報提供等の側面支援を行う。

② 福祉作業所保護者会への支援（補助支援事業）

- ・障がい者とその家族の活動を支援する。
- ・家族会及び保護者組織の育成を図るため、情報の収集と提供を行う。

(3) 障がいへの理解の促進

あい♥愛マーケットの開催

瑞穂市総合センターで、豊住園、すみれの家の製品を販売することで、障がいへの理解を深める。（毎月2回開催）

(4) 多機能型障害福祉サービス事業（生活介護・就労継続支援B型）の経営（自己財源・市補助金事業） 131,728千円

（「福祉作業所豊住園」・「福祉作業所すみれの家」の経営）

両作業所の連携を強化し、利用者の自立と障がい者の社会参加の促進を図ることにより施設の安定した経営を目指す。

- ・利用者の送迎の実施
- ・瑞穂市総合センター、市役所等における作業所商品の販売拡充を行い市民へのPRを行うとともに、商品開発につなげる。
- ・利用者及び家族からの相談等を通じて「地域福祉の課題」の一層の把握に努める。
- ・利用者の利便性に鑑み、開所日数を見直す。

(5) 障がい者相談支援事業（障害福祉サービス費） 22,566千円

① 計画相談支援・障害児相談支援の実施

瑞穂市の障がい者が障がい福祉サービスを利用する際に「サービス等利用計画」「障害児支援利用計画」を作成、また作成された「サービス等利用計画」などが適切であるかモニタリングし、必要に応じて見直しを行う。

② 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた支援体制の構築

地域生活支援拠点の整備が円滑に進むよう関係機関と連携し、またその機能のひとつである相談を充実させるなどして、「親亡き後」の養護者不在であっても、地域全体で生活を支える支援体制の構築をめざす。

- ・地域生活支援拠点の整備に向けて、瑞穂市障害者自立支援協議会の全体会、事務局会、くらし部会を調整する。
- ・緊急時の支援が見込めない利用者を事前に把握し、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態などに、必要なサービスを検討する。
- ・障がい者グループホーム勉強会に参加し、障がい者が安心してすごせる環境の整備に努める。

③ 瑞穂市障害者基幹相談支援センターとの協働

瑞穂市障害者基幹相談支援センターとの柔軟な協働により、同センターの機能を補助する。またその副次的効果として、重層的な相談支援体制の充実と、各層とのさらなる協働をめざす。

- ・特定相談支援事業の基本相談を実施し、障がい福祉サービスの利用に関わらず、障がい者の生活に関するさまざまな課題や将来の暮らしについての相談を受け付け、同センターの総合的な相談支援を補助する。
- ・瑞穂市障害者自立支援協議会の権利擁護部会に参加し、同センターの虐待防止に係る取り組みを補助する。
- ・瑞穂市地域ケア会議に参加し、同センターの成年後見制度利用支援事業に係る取り組みを補助する。
- ・主任相談支援専門員の配置し、瑞穂市の相談支援専門員の資質の向上をめざし、同センターの相談支援事業所への専門的指導、助言を補助する。
- ・瑞穂市障害者自立支援協議会の相談支援部会を運営し、同センターと共同して相談支援事業所の人材育成を実施する。

④ 地域住民へ障がい理解の促進・啓発

8050問題や2025年問題など障がい者が抱える多様な課題について、地域住民が地域の課題との認識を持ち、課題に対して協働で取り組めるよう、障がい理解の促進と啓発活動などを行う。

- ・瑞穂市の各自治会の会合へ出席して啓発活動を行い、地域住民と協働で課題に取り組む準備をする。
- ・瑞穂市の民生委員児童委員協議会の会合へ出席して啓発活動を行い、地域住民と協働で課題に取り組む準備をする。
- ・瑞穂市社会福祉協議会が関わる講演会や研修会などに協力し、地域住民とのネットワークを形成する。
- ・生活支援ボランティア養成講座にて講師をし、精神障がいなどについての理解を促進する。
- ・瑞穂市の小中学校の福祉教育の講師をし、児童の障がい者に対する理解や関心を促進する。

- ・その他、障がい理解の促進・啓発の機会を常に見つけ、求めに応じて講師などを行う。

⑤ 「地域共生社会」の実現に向けた準備

「我が事・丸ごと」のごちゃまぜの社会を見据え、従来の障がい福祉の枠組みにとらわれない、福祉分野を超えた横断的な活動を各方面と協力する。また同時に、障がい福祉についての認知を各方面に広げる。

- ・RUN伴+（PLUS）みずほに参加し、障がい福祉と高齢福祉との協働による効果をめざすとともに、障がい福祉についての認知を広げる。また高齢福祉の先進性を学ぶ。
- ・みずほ子ども食堂支援ネットワーク協議会に参加し、障がい福祉と地域住民、児童福祉との協働による効果をめざすとともに、障がい福祉についての認知を広げる。また地域住民との協働のあり方について学ぶ。
- ・子ども・若者支援ネットワーク岐阜に参加し、障がい福祉と児童福祉などとの協働による効果をめざすとともに、障がい福祉についての認知を広げる。また分野を超えた交流により、支援の視野を広げる。
- ・その他、他分野との交流の機会を常に見つけ、積極的に参加をする。

⑥ 包括的な地域づくりの取り組み

上述の枠組みにとらわれない、地域づくりに必要と思われる活動を積極的に行い、地域の課題の抽出とその解決に向けた取り組みをし、また地域の資源の開発などにも取り組む。

- ・瑞穂市障害者自立支援協議会の相談支援部会の運営を行い、相談支援専門員による事例検討から地域の課題、地域に不足する資源などを表出させ、分析結果を同協議会の全体会へ報告し、問題提起を行う。
- ・岐阜県立岐阜本巣特別支援学校運営協議会に参加し、瑞穂市の障がい児の生活、就学、及び卒業後がより良いものとなるよう、学校の運営について積極的な助言などを行う。
- ・瑞穂市障害者事業所連絡会を運営、参加し、瑞穂市の障がい者向け福祉事業所の支援の質の向上をはかるとともに、サービス管理責任者同士の交流の機会を提供し、安定したサービス提供が維持できるよう調整をする。
- ・瑞穂市障害児事業所連絡会を運営、参加し、瑞穂市の障がい児向け福祉事業所の支援の質の向上をはかるとともに、各事業所が互いを知る機会を提供し、福祉的使命に根ざした支援がなされるよう調整する。
- ・瑞穂市の障害福祉事業所が行う研修会にて講師をし、地域の障がい福祉の質の底上げをめざす。
- ・その他、地域づくりに関わる機会を常に見つけ、あらたな取り組みを模索する。

4 児童福祉事業

(1) ホリパパサロン（子育てサロン）の開設（共同募金配分金事業）

129千円

講座にて養成した子育てサポーター・関係機関等の協力により、父親に子育てに関心を持っていただけるよう、乳幼児の父親を対象としたサロンを開設する。

5 福祉総合相談支援事業

(1) 心配ごと相談事業（市補助金事業） 1,369千円

- | | | |
|---------|---------|------|
| ・心配ごと相談 | 民生・児童委員 | 毎週1回 |
| ・無料法律相談 | 弁護士 | 月4回 |
| ・人権相談 | 人権相談員 | 月1回 |
| ・行政相談 | 行政相談員 | 月1回 |

(2) 生活困窮者自立支援事業（市受託金事業） 15,694千円

- ・経済的事情を抱える相談者への自立支援相談事業。
- ・家計相談支援事業・就労準備支援事業との一体的な運営による生活困窮者の早期把握、早期対応の連携体制の整備。
- ・包括的な社会参加の場づくり、就労先の確保。
- ・生活困窮者支援を通じた地域づくり。

(3) みずほしごとの森（無料職業紹介事業）（会費事業）

- ・岐阜県初の無料職業紹介事業。市内在住の生活困窮者へのワンストップ型の就労支援。
- ・商工会及び地元の企業を中心とした協力団体・法人等との広域的な連携。
- ・登録企業と相談者のキャリアを活かした就労へのマッチング力強化。
- ・就労準備支援事業から切れ目ない就労へのコーディネート。
- ・地域・企業が一体的につながる地域循環型就労支援ネットワークの形成。

(4) 縁カレッジカウンセリング（市受託金事業・会費事業） 40千円

- ・就労定着に至らない生活困窮者等への専門家と協働したカウンセリング。
- ・キャリアカウンセラー、精神保健福祉士等によるキャリアカウンセリング、メンタルケアによる伴走的な相談支援。
- ・就労移行支援事業所・ひきこもり支援団体・フリースクール等との連携によるキャリアの分析・職業適性診断。
- ・自己肯定感の回復・コミュニケーション能力の改善。

- ・社会参加・短期就労等のコーディネート。小地域への参加促し。
- (5) 縁カレッジトレーニング（市受託金事業・会費事業） 60千円
- ・就労経験及び社会参加の機会が乏しい生活困窮者に対する短期職業訓練。
 - ・未経験の職種にチャレンジする準備支援・サポートプログラムの作成。
 - ・自立生活に必要な生活習慣の構築、心身の健康の基盤づくりのサポート。
 - ・市内を中心とした新たな協力企業の開拓、連携強化。
 - ・トレーニング結果に基づいた、就労準備支援・みずほしごとの森を通じた団体的な就労支援。
- (6) 就労準備支援事業（市受託金事業） 3,358千円
- ・就労定着が困難な生活困窮者及び被保護者に対する相談支援。
 - ・カウンセリングの実施及び個別的就労準備支援プログラムの作成。
 - ・知識・技能・社会性による就労意欲の低下の予防支援。
 - ・生活習慣の形成・改善に向けた指導・訓練の提供。
 - ・就労体験の確保及び就職活動に向けた知識・技能の取得支援。
 - ・就労準備サポーター（WORKERSサポーター）市民養成講座の開催。
 - ・みずほドライブネットワークの運営。
- (7) 家計相談支援事業（市受託金事業） 3,785千円
- ・家計表の作成支援、出納管理等の支援。
 - ・滞納（家賃、税金、公共料金等）の解消に向けた各種給付・減免制度等の情報提供及び利用に向けた手続き補助。
 - ・法テラス等の弁護士と連携し、専門的な指導・助言を踏まえた債務整理。
 - ・日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援事業担当者と連携した権利擁護事例のチーム支援。
- (8) 子どもの学習・生活支援事業（市受託金事業） 2,765千円
- ・生活困窮世帯における子ども等に対する生活習慣・育成環境の改善に向けた相談支援。
 - ・高校進学支援、高校中退防止のサポート。フリースクール等との連携支援。
 - ・学校・家庭以外の第3の居場所づくり活動の実施。
 - ・福祉資金の貸付、特例給付等、助成制度の活用に向けた情報提供。
 - ・親への就労支援等、世帯の自立支援に向けた相談支援。
 - ・子どもの居場所づくりinみずほの開催。
- (9) 子ども食堂運営事業（市受託金事業） 300千円
- ・経済的事情及びひとり親家庭など、支援を必要とする家庭に対する食事・食材の支援を通じた世帯支援。
 - ・食事の提供をきっかけとした居場所の提供。

- ・みずほわくわくスクールとの協働。活動への参加促し。
- ・地域の子ども食堂・居場所づくり活動へのマッチング。地域の見守り支援へのコーディネート。

(10) みずほわくわくスクール (会費事業) 104千円

- ・義務教育期間にとらわれない、子ども・若者の社会的居場所の確保・提供。
- ・無料の学習機会の提供及び孤立・孤食の解消。
- ・不登校・ひきこもり等、多様な生きづらさの発見と再生に向けた伴走支援。
- ・大学及びボランティアサークルとの連携を通じた学生ボランティアの確保。
- ・福祉・教育分野に限らない多職種・他機関協働による子ども・若者の支援ネットワークの形成。
- ・瑞穂市の子育て支援員・教育・療育窓口との情報共有。活動啓発。
- ・放課後等デイサービス、相談支援専門員と連携した療育支援との協働。

(11) みずほ子ども・若者居場所づくりプロジェクト委員会 (会費事業)

- ・様々な社会的・家庭的事情で地域社会に孤立する子ども・若者を支える市民・団体・企業の相互連携ネットワークの形成。
- ・子ども・若者の居場所づくり活動に対する啓発。
- ・市内を中心とする居場所づくり活動団体の把握・調査。
- ・活動の支え手の確保。みずほ子ども食堂支援ネットワーク協議会との連携。
- ・岐阜県居場所づくりアドバイザー事業との連携。

(12) みずほ子ども食堂支援ネットワークの構築 (会費事業)

- ・子ども食堂の立ち上げに伴う準備・構築支援。
- ・活動に協力・協賛する市民・団体のみずほドライブネットワークの形成。
- ・世代を問わない食を通じた地域の居場所づくりの推進。
- ・他市町村の活動・ネットワーク団体との活動交流
- ・協議会の加盟団体を中心とした実践報告・協議会の定例開催。
- ・岐阜県居場所づくりアドバイザー事業との連携。

(13) 瑞穂法律相談センター (会費事業)

- ・県下初の日本司法支援センター岐阜地方事務所(法テラス岐阜)と連携協定に基づく、事件受任性の無料法律相談の運営。
- ・月2回、経済的な事情による法的相談が受けられない対象者への無料法律相談の開催。
- ・新ケース援助プログラムを通じた、弁護士の出張相談の活用。
- ・市内外を問わない、市民・福祉実践者のワンストップ型の体制強化。
- ・心配ごと相談事業を通じた切れ目ない相談へのコーディネート。
- ・年1回、市と協働した瑞穂市民生委員児童委員協議会と交流研修会の開催。

- (14) 岐阜県弁護士会 相談連携事業 (市受託金事業) 120千円
- ・月1回、岐阜県弁護士会「貧困と人権に関する委員会」との協定に基づく福祉従事者を対象とした弁護士常駐型の相談事業の運営。
 - ・司法と福祉の連携による、司法ソーシャルワークの推進。
 - ・司法課題を含んだ困難事例等のケース検討・ケア会議の開催。
 - ・年2回福祉従事者・民生委員等を交えた事例検討会・交流会の開催。
- (15) 日常生活自立支援事業 (県社協受託金事業・利用料) 1,902千円
- ・認知症高齢者、知的障がい者等に福祉サービスの利用や日常生活に必要な福祉サービスの利用援助、金銭管理等の支援を実施。
 - ・成年後見制度中核機関と連携した、権利擁護支援のワンストップ機能。
 - ・生活支援員の養成及び新規募集・啓発の強化。
 - ・年2回の生活支援研修会の開催。
- (16) 生活福祉資金貸付事業 (県社協受託金事業) 5,903千円
- ・自立した生活が見込める低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯等に対する自立生活までのつなぎ資金の貸付。
 - ・民生委員・家計相談員との連携による経済的自立・生活意欲の助長。
 - ・生活困窮者自立相談支援機関との連携による家計相談。償還指導。
 - ・安定的な世帯自立に向けた就労支援の提案。
 - ・法テラス等と連携した債務整理・返済計画の準備・検討。
- (17) 生活一時金貸付事業 (会費事業) 500千円
- ・経済的困窮、疾病等の理由により生活に困窮している世帯に対する緊急・一時的な貸付。
 - ・各福祉分野の相談員との連携による家計相談・償還指導。
 - ・緊急一時食糧支援事業との連携による貸付可否の判断。
 - ・債務整理に関する相談支援。弁護士等、専門家との連携。
- (18) 不登校・ひきこもり家族会 (県社協助成金事業 (予定)) 【新規事業】
- ・不登校・ひきこもりの当事者・家族を対象にしたピアグループの構築。
 - ・子どもの学習支援事業・わくわくスクールの利用者との交流。
 - ・就労準備支援事業の対象者・家族へのカウンセリングの活用。
 - ・県内フリースクール・ひきこもり支援機関の把握・連携。
 - ・家族会立ち上げ準備・交流会の開催。
 - ・年4回程度の家族会開催。
- (19) 緊急一時食料支援事業 (会費事業) 120千円

- ・一時的な離職等の理由で生活が窮迫状態する生活困窮者等に対する、一時的な食料等のつなぎ支援。
- ・家計相談支援及び就労支援との協働による自立支援相談の実施。
- ・子ども食堂支援ネットワーク協議会を通じた市民・企業から募った食材等のフードドライブ。

(20) 成年後見制度利用支援機関の運営（市受託金事業） 1, 239千円

- ・成年後見制度の利用促進と円滑な制度運営を行う相談機関の運営。
- ・市と協働した年4回の地域ケア会議の運営。
- ・日常生活自立支援事業からの移行化、つなぎ支援。
- ・市町村申立ての判断及び成年後見利用支援制度。
- ・年1回市民・福祉従事者に対する利用促進研修会・講演会の企画等。

6 ボランティアセンター事業

(1) ボランティア活動の推進 6,152千円

① ボランティアコーディネーターの設置（市補助金事業・会費事業）

ボランティアセンターを運営し、市民団体等のニーズ把握やボランティア活動の相談援助、連絡調整、意識啓発等の支援を行う。

② ボランティア登録及びボランティア活動保険への加入促進（会費事業）

ボランティアの推進及び活動保険への加入促進を図る。

③ ボランティアの育成（会費事業）

- ・各種ボランティア講座の開催
- ・岐阜県ボランティア・市民活動フェスティバルへの参加

④ ボランティアの資質向上と連携強化（共同募金配分金事業）

ボランティアに対し学習と交流の機会を提供し、ボランティア同士の連携強化と活動の発展を目指す。

- ・ボランティア連絡会の開催

⑤ ボランティア情報紙の発行（共同募金配分金事業）

社協機関紙「あい♥愛」に合わせ、ボランティア活動報告、ボランティア募集などを掲載し、ボランティア活動者の拡大を図る。

(2) 災害時の支援体制の仕組みづくり 481千円

① 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施（会費事業）

センターの設置及び運営訓練を重ねることにより、課題や問題を明らかにし、センターの充実を図る。

② 災害ボランティアコーディネーターの育成（会費事業）

災害時の被災者支援に中心的に関わることができる人材育成を行う。

③ 災害ボランティアセンター用備品の整備・管理（共同募金配分金事業）

- 災害ボランティアセンターの設置・運営に必要な資機材を整備する。
④関係機関・団体との連携強化（会費事業）

7 広報・調査研究活動事業

- (1) 社協だよりの発行 隔月発行（共同募金配分金事業） 1,569千円
社協の機関紙として、「社協だより『あい♥愛』」を隔月（偶数月）に発行し、内容の充実を図り、親しまれる機関紙とする。
- (2) ホームページ等の充実（会費事業） 158千円
ホームページの見直しをはかり、福祉に関する情報提供をタイムリーに分かりやすく伝えていく。
- (3) 社会福祉大会の開催（会費事業） 888千円
市内の福祉関係者が一堂に会し、与えられた職務と使命を改めて確認することにより市民福祉の一層の充実と発展を目指す。

8 共同募金活動の実施

- (1) 共同募金活動の実施
毎年10月1日～12月31日（募金額一世帯600円を目安）
共同募金について、事業の主旨、内容、必要性を周知し、地域住民のかたに理解を深めていただき、募金活動を実施する。募金額の約7割が社協に配分され、共同募金配分金事業として活用される。
- (2) 赤い羽根自動販売機設置の促進
市内の企業・お店等を中心に設置を呼びかけ、だれでも気軽に募金活動に参加できる機会を増やし、共同募金について理解を広げていくことを目指し、取り組む。
- (3) 歳末たすけあい募金配分事業（共同募金配分金事業・会費事業）
696千円
- ・ボランティア団体、NPO法人が地域福祉の向上を目的として実施する事業に対し助成する。（共同募金配分金事業）
 - ・歳末たすけあい募金配分委員会の開催（会費事業）

9 法人運営・組織基盤強化

- (1) 会員会費の徴収（会費事業） 154千円

会費について、社協の存在意義、事業内容を説明し、その必要性を広く市民に周知し、理解を深める。

今後の事業等及び経営の安定について調査研究を行い、転入者などへのPRを積極的に行う。

一般会員1,000円、賛助会員5,000円

(2) 役員研修の実施(会費事業) 268千円

今後の社協活動を充実させるため、組織体制のあり方、先進的な取り組みや活動を知る機会となるよう研修を行う。

①福祉のまちづくり研修の開催 年1回

②先進地視察研修の開催 年1回

(3) 会務の運営(会費事業) 1,255千円

①理事会の開催

②評議員会の開催

③評議員選任・解任委員会の開催

④監事会の開催

(4) 組織連携体制の推進

各専門職が担う役割やチームとしての支援体制、個別支援から地域支援まで、地域の生活課題の解決につながるよう、社協内で横断的連携ができる体制づくりについて継続的に検討していきます。

①あい♥愛会議

②所有データ等効率化プロジェクトチーム

③災害支援体制検討プロジェクトチーム

(5) 表彰式の実施(会費事業) 51千円

地域の福祉にご尽力された個人や団体に対して表彰状、感謝状を授与し、その貢献を称える。

(6) 職員研修の実施(会費事業) 60千円

職員のスキルアップ・資質向上を目指し、全体研修を実施する。

(7) 福祉作業所職員の処遇改善 2,602千円

福祉・介護職員処遇改善加算を取得し福祉作業所職員に処遇改善手当を支給するとともに、提供するサービスの質の向上を目指す。

(8) 虐待の防止や身体拘束適正化の推進 【新規】

利用者の安全と人権擁護の観点から虐待の防止とその適切な対応及び身体拘束等適正化を推進する。

①虐待防止・身体拘束等適正化推進委員会の開催

(9) 福祉サービスへの苦情対応

苦情内容等を分析し、その問題点を共有することにより全体的な課題として改善に結びつける。

福祉のサービスに対する利用者からの苦情に対して、迅速に対応できるようにするとともに、第三者委員、担当職員の資質向上等を図る。

10 その他の事業

(1) 行政、関係機関、団体との連携の強化

行政、各福祉施設、関係機関及び民間企業等と連携し、必要に応じてそれぞれの専門性を活かして協働・協調して事業を行う。また、交流を深める中で、社協の存在意義をPRするとともに情報交換を図る。

令和4年度 福祉作業所豊住園「事業計画」

<施設の目的>

指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「指定生活介護」という。）及び指定障害福祉サービス事業の就労継続支援B型（以下「指定就労継続支援B型」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護、及び指定就労継続支援B型（以下「指定生活介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に該当利用者の立場に立った適切な指定生活介護等の提供を確保することを目的とする。

共に生き、共に働き、共に感じる福祉作業所を目指して、明るく和やかな雰囲気、地域に根ざした誰でも気軽に交流できる場を目指す。

コロナ禍においても、障がいを持つ利用者の支援を行うという社会福祉施設の役割を果たすため、感染対策に力を入れ、個別の事業や計画によく工夫・検討を行い実施していくものとする。

<事業内容>

1 生活介護事業

自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護、その他必要な日常生活上の支援、創作活動又は、生産活動の機会の提供と生活能力の向上に必要な援助を行う。

2 就労継続支援事業B型

通所による就労や生産活動の機会を提供する。一般就労に必要な知識、能力が高まった利用者には、一般就労への移行に向けて支援する。

<目標及び基本方針>

1 目標

一人ひとりの個性と能力に応じた職業訓練や生活支援を行い、障がい者の自立自助に必要な基礎力を育て、社会参加への適応力を養う。

具体的目標

「明るく、やさしく、たくましく」を基本に、日常的な次の生活目標を実践していく。

・「仕事はしっかりやろう！」

……………職業意識・経済的自活の精神を養い育てる活動

・「自分の力でできるようにしよう！」

……………自立自助（セルフ）の精神・社会参加への意欲や適応力を養い育てる活動

・「やさしい言葉をかけ合おう！」

……………自治・協調性を養い育てる活動

2 基本的方針

「やれば出来る」を合言葉に、誰しものが限界は無く「変化・成長する可能性を無限に持っている」という視点に立った活動を行う。

- ・個々の希望・目標(個別支援計画)に沿った活動を実施し、支援を行う。
- ・一人ひとりの個性を大切にし、その能力(障がいの程度等)に応じた展望のある支援の活動を行う(職員の姿勢として見守りの支援に重点を置く)。
- ・社会参加の場であることと、生活支援(自活に必要な基礎力や基本的な生活習慣等)を重視し、日常的なあらゆる場面をその機会とした活動を行う。
- ・自主・自治の活動を重視し、共に生きる方向を大切にする活動を行う。
- ・交流活動(保育園・小中学校・地域・ボランティア・他施設など)や、体験実習(公共施設の利用)などの社会参加の活動を行う。
- ・職員の力量向上を目指し、日常的な学習や職員研修・他施設職員との交流などを行う。

<事業計画>

1 生活介護事業 44,944千円

(1) 作業支援

- ・展望をもち、個々の作業能力を引き出す支援を行う。
- ・作業所の将来を視野に入れて、「働く」ことを主体とした事業活動を行う。

①受託作業

○紙袋の仕上げ作業

受注先:株式会社ハローバッグ 羽島郡岐南町

作業内容:紙袋の底芯入れ・折り・芯張り・穴開け・紐通し・紐結び
タック取り付け・結束・袋詰め・箱詰めなど

- ・個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。
- ・生産性の向上にむけ検討・支援を行う。
- ・作業効率・作業環境の整備⇒自助具の製作など。

○リサイクル作業

受注先:瑞穂市

作業内容:ペットボトルのキャップ取り・ラベル剥がし・異物を取り除く。
ペットボトルを容器回収処理機(粉砕機)に投入。

- ・人選し、個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。
- ・作業効率(生産性の向上)・作業環境の整備について検討し実施する。

○バルブの栓閉め

受注先:株式会社ハイビックス 瑞穂市宮田

作業内容:バルブの栓の蓋をする。

- ・個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。
- ・作業効率(生産性の向上)・作業環境の整備について検討し実施する。

○マスクのフィルター詰め

受注先：株式会社ハイビックス 瑞穂市宮田

作業内容：台紙を折り、フィルターと一緒にシールを貼ったチャック付ポリ袋に入れる。

- ・人選し、個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。
- ・作業効率(生産性の向上)・作業環境の整備について検討し実施する。

②商品製造・販売(自主製品)

○ビーズ製品

作業内容：ビーズの紐(ゴム)通し

- ・仕上げ部分(結び・キーホルダーなど)の作業工程を支援する。

○刺しゅう受注・布製品の製造

作業内容：注文を受けた図柄や文字を刺繍し、ラッピング等行う。

- ・個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。

○各種イベントについても出店を検討する。

あい愛マーケット(瑞穂市社会福祉協議会主催)にて販売。

月2回第2・4木曜日12:30~14:00

瑞穂市役所にて販売。(本庁舎・巢南庁舎)

月2回第1・3木曜日12:00~13:00

各地区のサロン・瑞穂大学・老人福祉施設等での販売

県社協セルフ支援センターの案内を中心に出店を検討する。

地域のイベントについても検討する。

○軍手プリント

受注先：株式会社松野組 瑞穂市穂積

作業内容：安全啓発軍手ステッカー貼り付け等業務

(軍手にアイロンでステッカーを貼る作業)

- ・人選し、個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。
- ・作業効率(生産性の向上)について検討し実施する。

(2) 社会参加

①体験実習(年4回) 自己負担(昼食代等)

公共施設を利用し、マナーを学ぶ活動をする。

映画・音楽・芸術鑑賞、観劇などの情操活動などを大切にする。

②音楽療法(毎月第3水曜日 11:00~)

情緒安定・イベント出演などの目的とする。

③地域の方々との交流

- ・保育園・小中学校・施設・各種団体などとの交流活動を大切にする。

(夏休み期間の福祉体験・ボランティア要請等)

- ・地域の各種イベントへ参加をする。

(本田校区夏祭り・本田団地仮装盆踊り大会、誠心寮ふれあい広場・みずほふれあいフェスタ・各地区サロンなど)

- ・地域の方への広報活動をする。

豊住園地域交流会「あいあい広場」

(10月23日 第4日曜日開催予定)

- ・イベント出演(寸劇・歌・ダンス・ハンドベルなど)を行うことで、コミュニケーション手段とする。練習をかさねて人前で行うことで個々の自信につなげる。

- ・施設周辺道路のゴミ拾いなど地域の美化活動を行う。

④他施設との交流 岐阜県障害福祉事業所連絡会への加入

- ・総会・運動会・バス旅行・保護者研修会・指導員研修会

⑤各高等学校・大学との連携(福祉科)

- ・国家資格取得の実習受け入れ(春・夏休み・秋 年3回)

(3) 生活支援

個々の健康面についても留意し、活動・支援を行う。

①体操(毎日)ラジオ体操

②定期健康診断(年1回)

③看護師によるバイタルチェック 体重測定 検温 血圧測定(月1回)

④看護師を中心に・保護者・嘱託医師との連携を図る。(嘱託医師 月1回来所)

⑤昼食後の歯磨き支援

⑥ウォーキング・室内運動マシーンを使用しての運動

情緒安定・生活習慣病予防・体力づくりにむけて実施

(4) 生活習慣

個々の現時点での能力に応じて支援を行う。

①挨拶 ②排泄 ③衛生面(手洗い・歯磨き・着替え・掃除等)

・自分でできるようにひとつずつ計画的に支援していく。

(5) その他

①送迎(希望者のみ・自宅又は拠点送迎)

新型コロナウイルス感染症対策の為車両を1台増やし、4台にて送迎

②工賃支給:支給日 毎月 21日

賞与 年2回

調整工賃(4月1日から翌年3月31日の間において、支払いが必要な工賃の額に残余がある場合に支払うものとする。)

・受託作業収入と販売収入の純利益(売上~諸経費を差し引いた額)

・個別の作業時間支給とする。(毎月収入によって変動)

2 就労継続支援B型事業 20,404千円

(1) 職業支援・就労に向けて

①菓子製造・販売

- ・商品の製造工程(材料購入・計量・成形・梱包など)の中で、また、販売することで利用者本人の自覚・自信につながるよう支援して行く。
- ・工賃増額につながるような商品開発・販売方法など増収につながるよう検討する。

販売先(委託先):各種イベント・ふれあいフェスタ・瑞穂市役所等公共施設・あい愛マーケット・各地区のサロン・地区夏祭り・地域の企業・老人ホーム・喫茶店・モレラ内のおなかすいた

- ・商品開発(柿製品・瑞穂市の土産となるなど)の研究、リサーチを行う。
- ・販路の拡張・PR方法の検討をする。
- ・「ふるさと納税お礼の品」の商品開発に積極的に取り組む。
- ・検便の実施(全員)

②受託作業

○リサイクル作業

受注先:瑞穂市

作業内容:ペットボトルのキャップ取り・ラベル剥がし・異物を取り除く。

ペットボトルを容器回収処理機(粉碎機)に投入

- ・人選し、個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。
- ・作業効率(生産性の向上)・作業環境の整備について検討し実施する。

(2) 社会参加

①体験実習(年4回) 自己負担(昼食代等)

公共施設を利用し、マナーを学ぶ活動をする。

映画・音楽・芸術鑑賞、観劇などの情操活動などを大切にする。

②音楽療法(毎月第3水曜日 11:00~)

情緒安定・イベント出演などを目的とする。

③地域の方々との交流

- ・保育園・小中学校・施設・各種団体などとの交流活動を大切にする。

(夏休み期間の福祉体験・ボランティア要請等)

- ・地域の各種イベントへ参加をする。

(本田校区夏祭り・本田団地仮装盆踊り大会、誠心寮ふれあい広場・みずほふれあいフェスタ・駅南金曜日・各地区サロンなど)

- ・地域の方への広報活動をする。

豊住園地域交流会「あいあい広場」

(10月23日 第4日曜日開催予定)

- ・イベント出演(寸劇・歌・ダンス・ハンドベルなど)を行うことで、コミュニケーション手段とする。練習をかさねて人前で行うことで個々の自信につなげる。

④他施設との交流 岐阜県障害福祉事業所連絡会への加入

- ・総会、運動会、バス旅行、保護者研修会、職員研修会

⑤各高等学校・大学との連携(福祉科)

- ・国家資格取得の実習受け入れ（春・夏休み・秋 年3回）

（3）生活支援

個々の健康面についても留意し、活動・支援を行う。

- ①体操（毎日）ラジオ体操
- ②定期健康診断（年1回）
- ③看護師によるバイタルチェック 体重測定 検温 血圧測定（月1回）
- ④健康面について保護者・主治医との連携を図る。

（4）生活習慣

個々の現時点での能力に応じて支援を行う。

- ①挨拶
- ②衛生面（手洗い・歯磨き・着替え・掃除等）
 - ・衛生面等、利用者が自覚し自立した日常生活が送れるよう支援する。

（5）その他

- ①送迎（希望者のみ・自宅又は拠点送迎）

新型コロナウイルス感染症対策の為車両を1台増やし、4台にて送迎

- ②工賃支給：支給日 毎月 21日
賞与 年2回

調整工賃（4月1日から翌年3月31日の間において、
支払いが必要な工賃の額に残余がある場合に
支払うものとする。）

- ・受託作業収入と販売収入の純利益（売上～諸経費を差し引いた額）
- ・個別の作業時間支給とする。（毎月収入によって変動）

令和4年度 福祉作業所すみれの家「事業計画」

<施設の目的>

指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「指定生活介護」という。）及び指定障害福祉サービス事業の就労継続支援B型（以下「指定就労継続支援B型」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護、及び指定就労継続支援B型（以下「指定生活介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に該当利用者の立場に立った適切な指定生活介護等の提供を確保することを目的とする。

共に生き、共に働き、共に感じる福祉作業所を目指して、明るく和やかな雰囲気、地域に根ざした誰でも気軽に交流できる場を目指す。

コロナ禍においても、障がいを持つ利用者の支援を行うという社会福祉施設の役割を果たすため、感染対策に力を入れ、個別の事業や計画によく工夫・検討を行い実施していくものとする。

<事業内容>

1 生活介護事業

自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護、その他必要な日常生活上の支援、創作活動又は、生産活動の機会の提供と生活能力の向上に必要な援助を行う。

2 就労継続支援事業B型

通所による就労や生産活動の機会を提供する。一般就労に必要な知識、能力が高まった利用者には、一般就労への移行に向けて支援する。

<目標及び基本方針>

1 目標

一人ひとりの個性や能力に応じた生産活動や生活の支援を行い、社会において自立自助と社会参加を目指す。

具体的目標

- ・「自分でできる力」を伸ばす。
- ・「みんなと支え合い楽しい生活」をつくる。
- ・「根気強く頑張る力」を伸ばす。
- ・「基本的生活習慣」を身につける。

2 基本方針

事業方針として、「生産活動」「社会参加」「健康・安全」「生活習慣」の4つのことを基本に進める。

- ・生産活動や生活支援を日常的なあらゆる場面をその機会とし、支援する。
→職員間の密接な連携を図る。
- ・明るくのびのびとした環境を作り、日常生活に必要な「あいさつ」「後片付け」等ができるよう繰り返して支援する。
- ・個別支援計画にもとづいたきめ細かい支援を行うと共に、家族との連携を図る。
- ・職員の支援力向上を目指し、職員研修や、他施設職員との交流を行う。

<事業計画>

1 生活介護事業 43,557千円

(1) 生産活動・作業支援

受託作業を行いながら、仕事を行っている意識をもち、自分で出来る力、根気強く頑張る力を伸ばしていく。

①受託作業

- ・紙袋の仕上げ作業

受注先：株式会社ハロー・バッグ 羽島郡岐南町

作業内容：紙袋の底板入れ・紐通し・紐結び・ビニール袋詰め
タック取り付け・結束・箱詰め等

- ・ゴム結びの仕上げ作業

受注先：株式会社アイデア 瑞穂市内

作業内容：金ゴム結び・不用品の選別・50束結束・500束結束など

②菓子販売

- ・販売を通して、接客の大切さを学び自分でできる力を伸ばしていく。

(各種イベント、地区の祭り、ふれあいフェスタ、南小(参観)・巢南中・PTA行事、おんさい広場、庁舎、もやいの家、サンビレッジみずほ、悠喜園、あい愛マーケット、すみれの家、JIC、くつろぎカフェ・認知症カフェ・喫茶「あさ」・駅南金曜市・モレラ岐阜)

- ・販売促進の為、社協だよりを用いてPR活動を行う。

③自主製品

- ・プリント製品

内容：瑞穂市のマスコットキャラクター「かきりん」をプリントしたバックやTシャツの製造・販売。

行政やボランティア団体等からの受注プリント製品の製造・販売

- ・販売促進の為、社協だよりを用いてPR活動を行う。

(2) 社会参加

①体験学習(年3回)

- ・公共の場でのその場に応じた対応ができるようにする。

②音楽療法(毎月)

- ・活動を通して音楽の楽しさを広げ、情操を豊かにする。

③地域の方々との交流

- ・地域の方々にすみれの家をより知ってもらう機会を作りボランティアさんや地元自治会の交流に繋げていく。
- ・地域交流会「すみれフェスティバル」は、令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の為に中止し、代替え事業として、年3回の「すみれフェア」を開催。社協だよりを活用し、商品の宣伝、プレゼント企画を行い地域の方々にすみれの家を知ってもらう機会を作る。
- ・小・中学校との交流（職場体験、地域のイベント、小学校との交流等）

(3) 生活支援

①健康増進・健康管理

- ・体力づくりや健康管理に努め、看護師による体調管理、保護者や嘱託医師との連携を行っていく。体重等の記録・管理（月1回）

②生活習慣

- ・あいさつ、手洗い、歯磨きや身だしなみを気に掛ける。
- ・自分からできる。最後までやりきる力を伸ばしていく。

(4) その他

①送迎：希望者のみ自宅又は拠点送迎を行う。

（新型コロナウイルス感染症対策の為に車両を1台増やし、3台にて送迎）

②工賃支給：支給日 毎月21日

賞与 年2回

調整工賃（4月1日から翌年3月31日の間において、支払いが必要な工賃の額に残余がある場合に支払うものとする。）

- ・受託作業収入と販売収入の純利益（売上～諸経費を差し引いた額）
- ・個別の作業時間支給とする。（毎月収入によって変動）

③防犯カメラの設置【新規事業】

2 就労継続支援事業B型 22,823千円

(1) 職業支援・就労に向けて

①菓子製造

- ・製造を通して仕事としての意識を高く持ち、製造から販売と自分の仕事の意味を知り仕事の大切さを感じながら、就労に向けて関心を高めていく。
（各種イベント、地区の祭り、ふれあいフェスタ、南小（参観）・巢南中・PTA行事、おんさい広場、庁舎、もやいの家、サンビレッジみずほ、悠喜園、あい愛マーケット、すみれの家、JIC、くつろぎカフェ・認知症カフェ・喫茶「あさ」・駅南金曜市・モレラ岐阜）
- ・販売促進の為に、社協だよりを用いてPR活動を行う。

(2) 社会参加

①体験学習（年3回）

公共の場でのその場に応じた対応ができるようにする。

②地域の方々との交流

- ・地域の方々すみれの家をより知ってもらう機会を作りボランティアさんや地元自治会の交流に繋げていく。
- ・地域交流は、令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止し、代替え事業として、年3回の「すみれフェア」を開催。社協だよりを活用し、商品の宣伝、プレゼント企画を行い地域の方々すみれの家を知ってもらう機会を作る。
- ・小・中学校との交流（職場体験、地域のイベント、小学校との交流等）

(3) 生活支援

①健康増進・健康管理

- ・体力づくりや健康管理に努め、看護師による体調管理。保護者や嘱託医師との連携を行っていく。体重等の記録・管理（月1回）

②生活習慣

- ・衛生面を自ら意識し基本的な生活習慣を身につける。

(4) その他

①送迎：希望者のみ自宅又は拠点送迎を行う。

（新型コロナウイルス感染症対策の為車両を1台増やし、3台にて送迎）

②工賃支給：支給日 毎月21日

賞与 年2回

調整工賃（4月1日から翌年3月31日の間において、支払いが必要な工賃の額に残余がある場合に支払うものとする。）

- ・受託作業収入と販売収入の純利益（売上～諸経費を差し引いた額）
- ・個別の作業時間支給とする。（毎月収入によって変動）